

懲戒の請求と紛議調停の請求について

第二東京弁護士会

1．懲戒の請求

弁護士が弁護士法に違反したり非行を働いたと思うときは、その弁護士が所属する弁護士会に対し、申立の趣旨と説明を書面にて提出し、その弁護士の懲戒を請求することができます。

懲戒手続は、弁護士を懲戒するかどうかを審査する手続です。あなたと弁護士との間の争いを解決したり、あなたや関係者に対する金銭の支払い等を弁護士に命じることなどを目的とするものではありません。

弁護士法の規定により、懲戒手続は事由があったときから（懲戒請求人が事実を知ったときからではありません）3年を経過したときは、開始出来なくなります。

2．紛議調停

弁護士との間に預けた金品の精算、報酬の額、事件処理上の問題その他の職務に関する争いが生じたときは、その弁護士が所属する弁護士会に対して、調停の請求をすることができます。請求するにはその紛議の実情を記載した書面を提出することになります。その結果、当事者間に合意が成立すれば、和解契約が締結されて調停は終了します。

しかし、当事者間に合意が成立しないときは、調停は不調として終了となります。

3．手続きにあたっての注意事項

紛議調停の手続はいつでも取り下げることができ、取下を受理した段階で調停は終了となりますが、懲戒の請求をしたときは、後に弁護士との間で示談が成立するなどして請求を取り下げても、弁護士会では、引き続き調査を続行して結論を出すこととなります。

[懲戒請求書書式例] (別の用紙に次のように記載して下さい)

| | | | |
|--|---|-----------------|---|
| 懲 戒 請 求 書 | | | |
| 懲戒請求者 | | | |
| 住 所 〒 | | | |
| 氏 名 | | | |
| 電話番号 | | | |
| 対象弁護士 | | | |
| 住 所 〒 | | | |
| 氏 名 | | | |
| (提出日) | 年 | 月 | 日 |
| 懲戒請求者氏名 | | (直筆サイン) | 印 |
| 第 二 東 京 弁 護 士 会 御中 | | | |
| 申立の趣旨 | | | |
| 第二東京弁護士会所属の | | 弁護士を懲戒することを求める。 | |
| 懲戒事由の説明 | | | |
| (懲戒請求に至る経緯，懲戒事由に該たると考える対象弁護士の行為等を順序よく具体的に記載して下さい。) | | | |

【提出にあたって】

- 1 懲戒請求書は5部提出して下さい。証拠資料を添付する場合は資料も5部提出して下さい。
- 2 申立の理由には，事実関係をなるべく詳細にわかりやすく記載して下さい。
- 3 当会に提出される書類はA4版・横書・左綴じとして下さい。但し，証拠書類等については縦書きでも結構です。
- 4 提出された証拠書類は返還できませんので，原本をお手元に置き、コピーを提出して下さい。但し、懲戒請求書は原本を提出して下さい。

(第二東京弁護士会)

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1 - 1 - 3 弁護士会館9階

TEL 03-3581-2256